

○香川県スポーツ施設管理運営規則

昭和39年 6 月 1 日教育委員会規則第12号

改正

昭和40年 6 月 5 日教育委員会規則第 9 号

昭和40年 7 月31日教育委員会規則第10号

昭和41年 2 月 1 日教育委員会規則第 5 号

昭和42年 3 月 2 日教育委員会規則第 2 号

昭和43年 4 月 1 日教育委員会規則第 6 号

昭和45年 1 月16日教育委員会規則第 1 号

昭和45年 4 月 1 日教育委員会規則第11号

昭和45年 5 月30日教育委員会規則第13号

昭和46年 3 月30日教育委員会規則第11号

昭和47年 9 月14日教育委員会規則第10号

昭和47年 9 月30日教育委員会規則第11号

昭和48年 5 月26日教育委員会規則第 7 号

昭和49年 3 月30日教育委員会規則第 4 号

昭和49年12月28日教育委員会規則第30号

昭和50年 5 月31日教育委員会規則第11号

昭和51年 3 月31日教育委員会規則第 8 号

昭和51年 3 月31日教育委員会規則第 9 号

昭和51年12月28日教育委員会規則第22号

昭和52年 3 月31日教育委員会規則第 5 号

昭和54年 3 月31日教育委員会規則第 6 号

昭和54年 5 月31日教育委員会規則第11号

昭和55年 6 月26日教育委員会規則第 6 号

昭和55年10月 2 日教育委員会規則第 8 号

昭和55年12月 1 日教育委員会規則第 9 号

昭和56年 3 月31日教育委員会規則第 8 号

昭和56年 7 月21日教育委員会規則第19号

昭和58年 3 月31日教育委員会規則第 7 号
昭和61年 3 月31日教育委員会規則第 9 号
昭和62年10月30日教育委員会規則第17号
平成元年 3 月29日教育委員会規則第 3 号
平成 2 年 3 月29日教育委員会規則第 5 号
平成 2 年 6 月 1 日教育委員会規則第16号
平成 3 年 5 月31日教育委員会規則第 9 号
平成 3 年 9 月 3 日教育委員会規則第11号
平成 6 年 3 月29日教育委員会規則第11号
平成 7 年 3 月27日教育委員会規則第12号
平成 9 年 3 月27日教育委員会規則第11号
平成11年 3 月29日教育委員会規則第14号
平成12年 3 月31日教育委員会規則第18号
平成13年10月26日教育委員会規則第24号
平成15年 3 月31日教育委員会規則第 7 号
平成16年 3 月29日教育委員会規則第 3 号
平成17年 7 月15日教育委員会規則第21号
平成18年 3 月31日教育委員会規則第 4 号
平成19年 3 月30日教育委員会規則第 2 号
平成19年 7 月20日教育委員会規則第19号
平成20年 3 月25日教育委員会規則第 4 号
平成23年 3 月31日教育委員会規則第 9 号
平成24年 3 月30日教育委員会規則第 7 号
平成26年 3 月31日教育委員会規則第 2 号
平成26年10月21日教育委員会規則第12号
平成31年 3 月29日教育委員会規則第 9 号
令和 8 年 3 月27日教育委員会規則第 3 号

香川県スポーツ施設管理運営規則をここに公布する。

香川県スポーツ施設管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県スポーツ施設条例（昭和39年香川県条例第26号。以下「条例」という。）

第4条、第6条第6項及び第12条の規定に基づき、スポーツ施設の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 スポーツ施設の業務は、次のとおりとする。

- （1） 施設の利用に関すること。
- （2） 競技用具その他の器具の利用に関すること。
- （3） スポーツ教室の開催に関すること。
- （4） スポーツの研究に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、スポーツ施設の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（組織）

第3条 香川県立総合水泳プールに、総務課及び業務指導課を置く。

（職員）

第4条 香川県立武道館に、次の職員を置く。

- （1） 館長
- （2） 次長
- （3） 副主幹
- （4） 主任体育主事
- （5） 主任
- （6） 体育主事
- （7） その他の職員

第5条 香川県立総合水泳プールに、次の職員を置く。

- （1） 所長
- （2） 次長
- （3） 課長
- （4） 主任体育主事
- （5） 主任
- （6） 体育主事
- （7） その他の職員

(職務)

第6条 館長及び所長（以下「スポーツ施設の長」という。）は、上司の命を受けて、当該スポーツ施設の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 次長は、スポーツ施設の長を補佐し、スポーツ施設の長に事故があるときは、その職務を行う。
- 3 課長は、上司の命を受けて、その課に属する事務を処理する。
- 4 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。
- 5 主任体育主事及び体育主事は、上司の命を受けて、体育に関する専門的事項及び技術的事項に関する事務に従事する。
- 6 その他の職員は、上司の命を受けて、事務又は技術に従事する。

(利用時間)

第7条 スポーツ施設の利用時間は、次の各号に掲げるスポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 香川県立武道館 午前9時から午後9時（日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあつては、午後5時）まで

(2) 香川県立総合水泳プール 次に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ次に掲げる時間

ア 水泳プールの専用使用 午前9時から午後8時まで

イ 水泳プールの専用使用以外の利用 7月及び8月については午前10時から午後8時まで、9月から翌年の6月までの月については午後1時（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前10時）から午後8時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで

ウ 水泳プール以外の施設の利用 午前10時から午後8時（9月から翌年の6月までの日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで

- 2 スポーツ施設の長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、利用時間を変更することができる。

(休業日)

第8条 スポーツ施設の休業日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、香川県立総合水泳プールの休業日は、9月から翌年の6月までの火曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

- 2 スポーツ施設の長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。

(利用の許可を要する施設)

第9条 スポーツ施設のうち条例第4条（条例第6条第8項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設は、次の各号に掲げるスポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

- (1) 香川県立武道館 競技場（専用使用により利用する場合に限る。）及び研修室
- (2) 香川県立総合水泳プール 50メートルプール及び25メートルプール（これらを専用使用により利用する場合に限る。）並びに飛込みプール、会議室及び記録室

(施設の利用)

第10条 条例第4条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、スポーツ施設利用申請書（第1号様式）をスポーツ施設の長に提出し、又は教育委員会が指定する電子情報処理組織を利用して申請しなければならない。

2 スポーツ施設の長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

- (1) スポーツ施設の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) スポーツ施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) スポーツ施設の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理上支障があると認められるとき。

3 利用許可には、スポーツ施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第4条後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとするときは、スポーツ施設利用変更申請書（第2号様式）をスポーツ施設の長に提出しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、変更許可について準用する。

6 スポーツ施設を個人使用により利用しようとする者は、スポーツ施設個人使用券（第3号様式）、スポーツ施設個人使用回数券（第4号様式）、スポーツ施設個人使用定期券（第5号様式）又はスポーツ施設個人使用継続券（第6号様式）により当該スポーツ施設を利用することができる。

7 スポーツ施設個人使用継続券のうち香川県立総合水泳プールに係るスポーツ施設個人使用継続券については、7月1日から9月15日までの間は、使用することができない。

8 スポーツ施設個人使用継続券の有効期間は、その交付の日から起算して1月間とする。ただし、香川県立総合水泳プールに係るスポーツ施設個人使用継続券の有効期間は、その交付の日が6月

中である場合は、その交付の日から同月末日までの間とする。

(利用の中止の届出)

第11条 利用者は、施設の利用を中止しようとするときは、スポーツ施設利用中止届（第7号様式）をスポーツ施設の長に提出しなければならない。

(スポーツ教室)

第12条 スポーツ教室に参加しようとする者は、スポーツ教室参加申込書（第8号様式）を当該スポーツ施設の長に提出しなければならない。

(使用料)

第13条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の規定に基づき、教育委員会規則で定めるスポーツ施設の使用料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 香川県使用料、手数料条例に規定する香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、スポーツ教室の開催ごとに、実費を基準として教育委員会が定める。

(使用料の還付)

第14条 スポーツ施設の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める使用料を還付する。

(1) 天災地変その他利用者の責に帰することができない理由により利用できなくなったとき。

全額

(2) 別表第2に掲げる施設については施設を利用する日（以下「利用日」という。）の11日前までに、別表第3に掲げる施設については利用日の8日前までに、第11条の規定による届出があったとき。 全額

(3) 別表第2に掲げる施設については利用日の10日前から8日前までに、別表第3に掲げる施設については利用日の7日前から2日前までに、第11条の規定による届出があったとき。 半額

(利用の許可の取消し等)

第15条 スポーツ施設の長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又はスポーツ施設の利用の停止を命ずることができる。

(1) この規則の規定に違反し、又はスポーツ施設の長の指示に従わなかったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用許可又は変更許可を受けたとき。

(3) 第10条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) 第10条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の

条件に違反したとき。

(入場の制限等)

第16条 スポーツ施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者については、スポーツ施設内への入場を拒否し、又はスポーツ施設からの退場を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっている者
- (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物を携行する者
- (4) その他スポーツ施設の管理運営上支障があると認められる者

第17条 利用者は、その責めに帰すべき理由により利用許可若しくは変更許可を取り消され、又は利用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

第18条 スポーツ施設の施設、設備又は器具を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理の基準等)

第19条 条例第6条第6項の教育委員会規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にスポーツ施設の運営を行うこと。
- (2) スポーツ施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 条例第6条第6項の教育委員会規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ施設の維持管理
- (2) 利用の許可及び利用料金の収受に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第2条に掲げる業務のうち教育委員会が行うもの以外のもの

3 スポーツ施設の指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における当該スポーツ施設に係る第10条第2項、第15条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「スポーツ施設の長」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 次の各号に掲げるスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

- (1) 香川県立武道館 第4条
- (2) 香川県立総合水泳プール 第3条及び第5条

5 スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該スポーツ施設に係る第7条、第8条、第10条（第2項、第3項及び第5項を除く。）、第11条、第12条、第17条、前

条及び第21条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるところによることとする。

(利用料金)

第20条 条例別表の規定に基づき、教育委員会規則で定めるスポーツ施設の利用料金の上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 香川県立武道館の競技場（専用使用でない場合に限る。）並びに附属施設、附属設備及び器具 別表第1の1の(1)のイ及び(2)の表に定める使用料の額（競技場の個人使用にあつては、1人につき1回を単位とする使用料の額に限る。）
- (2) 香川県立総合水泳プールの附属設備及び器具並びに会議室及び記録室の冷暖房使用料 別表第1の2の(3)及び(4)の表に定める使用料の額

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、スポーツ施設の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和39年6月1日から施行する。
- 2 香川県屋島陸上競技場規則（昭和38年教育委員会規則第9号）は、廃止する。
- 3 この規則施行の際、現にこの規則に定める職に相当する職にある者は、別に辞令を発せられない限り、この規則施行の日において、この規則に定めるそれぞれの職に命ぜられたものとする。

附 則（昭和40年6月5日教育委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年7月31日教育委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年7月1日から適用する。

附 則（昭和41年2月1日教育委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年3月2日教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日教育委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年1月16日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日教育委員会規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年5月30日教育委員会規則第13号）

この規則は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月30日教育委員会規則第11号）

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年9月14日教育委員会規則第10号）

この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和47年9月30日教育委員会規則第11号）

この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年5月26日教育委員会規則第7号）

この規則は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日教育委員会規則第4号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月28日教育委員会規則第30号）

この規則は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年5月31日教育委員会規則第11号）

この規則は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日教育委員会規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の香川県スポーツ施設管理運営規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出された申込書若しくは申請書又は交付された許可書若しくは使用券は、改正後の香川県スポーツ施設管理運営規則の規定に基づいて提出された申込書若しくは申請書又は交付された許可書若しくは使用券とみなす。
- 3 改正前の規則別記第1号様式、別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（昭和51年3月31日教育委員会規則第8号）

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

- 2 昭和51年3月31日において主事補の職に補せられていた者は、同年4月1日に別に辞令を発せられない限り、同日付をもって主事の職に補せられたものとする。

附 則（昭和51年12月28日教育委員会規則第22号）

この規則は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日教育委員会規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の香川県スポーツ施設管理運営規則の規定に基づいて提出されたスポーツ教室参加申込書は、改正後の香川県スポーツ施設管理運営規則の規定により提出されたスポーツ教室参加申込書とみなす。
- 3 改正前の香川県スポーツ施設管理運営規則第4号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

（香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正）

- 4 香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和54年3月31日教育委員会規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の香川県スポーツ施設管理運営規則第3号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（昭和54年5月31日教育委員会規則第11号）

この規則は、昭和54年6月16日から施行する。

附 則（昭和55年6月26日教育委員会規則第6号）

この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年10月2日教育委員会規則第8号）

この規則は、昭和55年10月20日から施行する。

附 則（昭和55年12月1日教育委員会規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の香川県教育委員会規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (昭和56年 3 月31日教育委員会規則第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにスポーツ施設に係る回数券、定期券、継続使用券又は引換券（以下「回数券等」という。）を購入し、施行日以後当該回数券等によりスポーツ施設を使用する者の使用料の額については、改正後の香川県スポーツ施設管理運営規則の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年 7 月21日教育委員会規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年 3 月31日教育委員会規則第 7 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和61年 3 月31日教育委員会規則第 9 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにスポーツ施設に係る回数券、定期券、継続使用券又は引換券（以下「回数券等」という。）を購入し、施行日以後当該回数券等によりスポーツ施設を使用する者の使用料の額については、改正後の香川県スポーツ施設管理運営規則の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年10月30日教育委員会規則第17号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和62年11月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月29日教育委員会規則第 3 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにスポーツ施設に係る回数券、継続使用券又は引換券（以下「回数券等」という。）を購入し、施行日以後当該回数券等によりスポーツ施設を使用する者の使用料の額については、第 1 条の規定による改正後の香川県スポーツ施設管理運営規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年 3 月 29 日教育委員会規則第 5 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の香川県スポーツ施設管理運営規則の規定に基づいて提出された申込書若しくは申請書又は交付された許可書若しくは回数券は、改正後の香川県スポーツ施設管理運営規則の規定に基づいて提出された申込書若しくは申請書又は交付された許可書若しくは回数券とみなす。
- 3 改正前の香川県スポーツ施設管理運営規則第 1 号様式、第 2 号様式、第 3 号様式の 2 及び第 4 号様式から第 7 号様式までの様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成 2 年 6 月 1 日教育委員会規則第 16 号）

この規則は、平成 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 5 月 31 日教育委員会規則第 9 号）

この規則は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 9 月 3 日教育委員会規則第 11 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に第 1 条の規定による改正前の香川県スポーツ施設管理運営規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出された申込書若しくは申請書又は交付された回数券は、同条の規定による改正後の香川県スポーツ施設管理運営規則の規定に基づいて提出された申込書若しくは申請書又は交付された回数券とみなす。
- 3 旧規則第 1 号様式、第 3 号様式及び第 6 号様式による用紙は、当分の間、修正して使用するこ

とができる。

附 則（平成 6 年 3 月 29 日教育委員会規則第 11 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までにスポーツ施設に係る回数券、継続使用券又は引換券（以下「回数券等」という。）を購入し、以後当該回数券等によるスポーツ施設を使用する者に係る当該スポーツ施設の使用料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 3 月 27 日教育委員会規則第 12 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 27 日教育委員会規則第 11 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の日の前日までにスポーツ施設に係る回数券、継続使用券又は引換券（以下「回数券等」という。）を購入し、この規則の施行の日以後当該回数券等によりスポーツ施設を使用する者に係る当該スポーツ施設の使用料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正前の第 1 号様式及び第 3 号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成 11 年 3 月 29 日教育委員会規則第 14 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の香川県スポーツ施設管理運営規則（以下「旧規則」という。）第 11 条第 1 項又は第 11 条の 2 第 1 項の規定によりされているスポーツ施設の使用の許可の申請は、改正後の香川県スポーツ施設管理運営規則（以下「新規則」という。）第 10 条第 1 項の規定によりされているスポーツ施設の使用の許可の申請とみなし、この規則の施行の日前に旧規則第 11 条第 1 項又は第 11 条の 2 第 1 項の規定によりされたスポーツ施設の使用の許可は、新規則第 10 条第 1 項の規定によりされたスポーツ施設の使用の許可とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則第 10 条第 3 項、第 11 条第 3 項又は第 11 条の 2 第 4 項の規定により交付されたスポーツ施設に係る回数券、定期券及び継続使用券は、それぞれ新規則第 10 条第 3 項の規定により交付されたスポーツ施設に係る回数券、定期券及び継続券とみなす。

- 4 この規則の施行の際現に提出されている旧規則第3号様式によるスポーツ施設使用申請書及びこの規則の施行の日前に交付された旧規則第4号様式によるスポーツ施設使用許可書は、それぞれ新規則第3号様式によるスポーツ施設使用申請書及び新規則第4号様式によるスポーツ施設使用許可書とみなす。

附 則（平成12年3月31日教育委員会規則第18号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月26日教育委員会規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日教育委員会規則第7号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月15日教育委員会規則第21号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式、第3号様式及び第5号様式から第9号様式までによる用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成18年3月31日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月20日教育委員会規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月25日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日教育委員会規則第9号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日教育委員会規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

- 2 香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成26年3月31日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月21日教育委員会規則第12号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

- 2 香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成31年3月29日教育委員会規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにスポーツ施設に係るスポーツ施設個人使用回数券、スポーツ施設個人使用継続券又はスポーツ施設個人使用定期券（以下「回数券等」という。）を購入し、施行日以後当該回数券等によりスポーツ施設を利用する者の使用料の額については、第1条の規定による改正後の香川県スポーツ施設管理運営規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに香川県立丸亀競技場に係る運動施設個人使用回数券を購入し、施行日以後当該回数券により香川県立丸亀競技場を利用する者の使用料の額については、第3条の規定による改正後の事務委任施設管理運営規則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月27日教育委員会規則第3号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1 (第13条、第20条関係)

1 香川県立武道館使用料

(1) 競技場を利用する場合

ア 専用使用の場合

時間		9.00～ 13.00	13.00 ～ 17.00	17.00 ～ 21.00	9.00～ 17.00	9.00～ 21.00	9.00～ 17.00にお いて分割し て利用する 場合 1 時間 につき	17.00～ 21.00にお いて分割し て利用する 場合 1 時間 につき	9.00前又は 21.00後に おいて利用 する場合 1 時間につき
利用区分		円	円	円	円	円	円	円	円
アマチュア スポーツの 場合	入場料を 徴収する 場合	8,410	9,490	11,940	15,670	26,650	3,310	4,410	4,410
	入場料を 徴収しな い場合	2,790	3,150	3,970	5,210	8,870	1,080	1,460	1,460
アマチュア スポーツ以 外の場合	入場料を 徴収する 場合	33,720	38,010	47,830	62,760	106,610	13,250	17,680	17,680
	入場料を 徴収しな い場合	8,410	9,490	11,940	15,670	26,650	3,310	4,410	4,410

イ 専用使用でない場合

利用区分	団体使用	個人使用					
		一般			生徒及び児童		
単位	10人につき	1人につき	1人につき	1人につき	1人につき	1人につき	1人につき
	1時間当 り	1回	1月	3月	1回	1月	3月

使用料の額	580円	90円	540円	1,350円	70円	420円	1,050円
-------	------	-----	------	--------	-----	------	--------

(2) 附属施設、附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	研修室を会議等を利用する場合		放送設備	シャワー (温水)	柔剣弓道具
	研修室	空調設備			
単位	1 時間	1 時間	1 式 1 回	1 回 1 時間	1 回
使用料の額	710円	110円	1,960円	850円	90円

2 香川県立総合水泳プール使用料

(1) 水泳プールを利用する場合

ア 専用使用の場合

(ア) 全面利用の場合

時間							9. 00～ 20. 00にお いて左の 区分によ る単位時 間を超え たとき1 時間につ き	9. 00前又 は20. 00後 において 利用する 場合1時 間につき
利用区分								
50メートルプ ール	アマチュ アスポー ツの場合	入場料を徴収する 場合	円 88, 250	円 44, 120	円 48, 530		円 13, 160	円 13, 160
		入場料を 徴収しな い場合	一般	44, 120	22, 050	24, 260		6, 570
	生徒及 び児童		30, 880	15, 430	16, 980		4, 650	4, 650
	アマチュ アスポー ツの場合	入場料を徴収する 場合	264, 80 0	132, 39 0	145, 60 0		39, 540	39, 540

		ツ以外の 場合	入場料を徴収しな い場合	88,250	44,120	48,530		13,160	13,160
25メー トルプ ール	7月1 日から 9月15 日まで	アマチュ アスポー	入場料を徴収する 場合	41,510	20,750	22,820	18,650	6,190	6,190
		ツの場合	入場料を 徴収しな い場合	一般	20,750	10,370	11,400	9,320	3,090
				生徒及 び児童	15,550	7,760	8,550	6,980	2,290
		アマチュ アスポー	入場料を徴収する 場合	124,570	62,280	68,500	55,990	18,590	18,590
	その他 の期間	ツ以外の 場合	入場料を徴収しな い場合	41,510	20,750	22,820	18,650	6,190	6,190
		アマチュ アスポー	入場料を徴収する 場合	83,050	41,510	45,670	37,140	12,380	12,380
		ツの場合	入場料を 徴収しな い場合	一般	41,510	20,750	22,820	18,570	6,190
				生徒及 び児童	23,330	11,640	12,820	10,350	3,450
		アマチュ アスポー	入場料を徴収する 場合	249,170	124,570	137,020	111,570	37,190	37,190
		ツ以外の 場合	入場料を徴収しな い場合	83,050	41,510	45,670	37,140	12,380	12,380
飛込みプール		アマチュ アスポー	入場料を徴収する 場合	25,930	12,960	14,250		3,860	3,860
		ツの場合	入場料を 徴収しな い場合	一般	12,960	6,470	7,110	1,920	1,920
				生徒及 び児童	7,760	3,870	4,260	1,140	1,140
		アマチュ アスポー	入場料を徴収する 場合	77,840	38,910	42,790		11,600	11,600
		ツ以外の 場合	入場料を徴収しな い場合	25,930	12,960	14,250		3,860	3,860

(イ) コース利用の場合（50メートルプール及び25メートルプール）

利用区分		単位	使用料の額
利用する者の数が20人未満の場合	7月1日から9月15日まで	1コースにつき 1回 (2時間以内)	400円に利用する者（一般）の数を乗じて得た額と280円に利用する者（生徒及び児童）の数を乗じて得た額との合計額に600円を加えた額
	その他の期間	1コースにつき 1回 (2時間以内)	580円に利用する者（一般）の数を乗じて得た額と400円に利用する者（生徒及び児童）の数を乗じて得た額との合計額に600円を加えた額
利用する者の数が20人以上の場合	7月1日から9月15日まで	1コースにつき 1回 (2時間以内)	320円に利用する者（一般）の数を乗じて得た額と220円に利用する者（生徒及び児童）の数を乗じて得た額との合計額に600円を加えた額
	その他の期間	1コースにつき 1回 (2時間以内)	460円に利用する者（一般）の数を乗じて得た額と320円に利用する者（生徒及び児童）の数を乗じて得た額との合計額に600円を加えた額

イ 専用使用でない場合

(ア) 個人使用の場合

a スポーツ施設個人使用券を購入して利用する場合

利用区分		単位	使用料の額
一般	7月1日から9月15日まで	1人につき1回	円 400
	その他の期間	1人につき1回	580
生徒及び児童	7月1日から9月15日まで	1人につき1回	280
	その他の期間	1人につき1回	400

b スポーツ施設個人使用回数券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
------	----	-------

一般	11枚つづり	5,800円（7月1日から9月15日までの期間のみ利用する場合は、4,000円）
生徒及び児童	11枚つづり	4,000円（7月1日から9月15日までの期間のみ利用する場合は、2,800円）

c スポーツ施設個人使用継続券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
		円
一般	1人につき10回	3,480
生徒及び児童	1人につき10回	2,400

(イ) 団体（20人以上）使用の場合

利用区分		単位	使用料の額
			円
一般	7月1日から9月15日まで	1人につき1回	320
	その他の期間	1人につき1回	460
生徒及び児童	7月1日から9月15日まで	1人につき1回	220
	その他の期間	1人につき1回	320

(2) トレーニングルームを利用する場合

ア 専用使用の場合

時間	9.00～17.00	9.00～13.00	13.00～17.00	17.00～20.00	9.00～20.00 において左の 区分による単 位時間を超え たとき1時間 につき	9.00前又は 20.00後にお いて利用する 場合1時間に つき
使用料の額	16,970円	8,480円	9,330円	7,590円	2,530円	2,530円

イ 専用使用でない場合

(ア) スポーツ施設個人使用券又はスポーツ施設個人使用定期券を購入して利用する場合

利用区分	団体使用 (10人以上4時間以内)		個人使用					
	一般	生徒	一般			生徒		
単位	1人につき 1回	1人につき 1回	1人につき 1回	1人につき 1月	1人につき 3月	1人につき 1回	1人につき 1月	1人につき 3月
使用料の額	190円	130円	240円	1,920円	4,800円	160円	1,280円	3,200円

(イ) スポーツ施設個人使用回数券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	11枚つづり	円 2,400
生徒	11枚つづり	円 1,600

(3) 会議室又は記録室の冷暖房を利用する場合

利用区分		冷房使用料	暖房使用料
会議室	1時間につき	円 420	円 380
	1時間につき	円 190	円 170

(4) 附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
自動審判計時装置	1式1回(4時間以内)	円 2,570
	4時間を超えたとき1時間につき	円 630
放送設備	1式1回(4時間以内)	円 1,920
	4時間を超えたとき1時間につき	円 470
テント	1張り1回	円 360

コインロッカー	1 回	60
---------	-----	----

別表第 2（第14条関係）

施設名	
香川県立武道館	競技場
香川県立総合水泳プール	水泳プール

別表第 3（第14条関係）

施設名	
香川県立武道館	研修室
香川県立総合水泳プール	会議室
	記録室

第1号様式（第10条関係）

スポーツ施設利用申請書

香川県スポーツ施設管理運営規則第10条第1項の規定に基づき、次のとおり利用したいので申請します。

年 月 日

スポーツ施設の長 殿

申請者 住 所 〒

(ふりがな) 氏 名 〔団体にあつては、その
名称及び代表者氏名〕

連絡先 (電話)

※申込番号				受付（利用者）番号							
利用目的											
利用区分		専用使用の有 無		アマチュアスポーツ		有料（ ）円		学校等一般			
		有 ・ 無		アマチュアスポーツ以外		無 料		学校等以外		生徒及び児童	
利用期間		年 月 日から 年 月 日まで		日間		利用時間		時から 時まで			
利用施設						参加（入場）予定人員		人		※ 使用料 円	
附設 属備 施及 設、 器 附具 属	種 別	数量等	単価	※金額	種 別	数量等	単価	※金額	※		
				円				円			
									合 計	※ 円	
備考											

注 1 該当するものに記入又は○印をしてください。

2 ※欄は、記入しないでください。

第2号様式（第10条関係）

スポーツ施設利用変更申請書

年 月 日

スポーツ施設の長 殿

申請者 住 所 _____
 (ふりがな)〔団体にあつては、その〕
 氏 名〔名称及び代表者氏名〕 _____
 連 絡 先 _____ (電話番号) _____

年 月 日付けで許可のあったスポーツ施設の利用について、次のとおり変更したいので申請します。

許可済の内容	利 用 目 的			
	利 用 日 時			
	利 用 施 設			
変更の内容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
変 更 の 理 由				
備 考				

表 面

			No. _____
スポーツ施設個人使用券			
利用施設名			
発行年月日		年	月 日
区	分	料金	

裏 面

注	1	この券は、当日1人1回限り有効です。
	2	利用の場合は、この券を受付の職員に提出してください。
	3	香川県スポーツ施設管理運営規則その他関係法令等に違反した場合は、 利用を停止し、又は退場を命ずることがあります。
	4	紛失、盗難又は滅失によりこの券を失った場合にも再発行はしません。

表紙表面

			No. _____
スポーツ施設個人使用回数券			
利用施設名			
発行年月日	年	月	日
区	分	料金	
注 この券は、 _____ に使用することができます。			

表紙裏面

注	1	この券は、当日1人1回限り有効です。
	2	利用の場合は、必要事項を記入の上、1枚ずつ切り離し、受付の職員に提出してください。
	3	香川県スポーツ施設管理運営規則その他関係法令等に違反した場合は、利用を停止し、又は退場を命ずることがあります。
	4	紛失、盗難又は滅失によりこの券を失った場合にも再発行はしません。

No. _____

スポーツ施設個人使用回数券

利用施設名

区 分

- 注 1 この券は、当日 1 人 1 回限り有効です。
- 2 紛失、盗難又は滅失によりこの券を失った場合にも再発行はしません。

表 面

No. _____

スポーツ施設個人使用定期券

利用施設名

利 用 期 間

年 月 日から
年 月 日まで

住 所

氏 名

区 分

料 金

裏 面

注

1

利用の場合は、この定期券を受付の職員にお見せください。

2

この定期券は、記名人に限り有効です。

3

期間が満了したとき、又は不用になったときには、返却してください。

4

香川県スポーツ施設管理運営規則その他関係法令等に違反した場合は、利用を停止し、又は退場を命ずることがあります。

5

紛失、盗難又は滅失によりこの券を失った場合にも再発行はしません。

表 面

No. _____	No. _____
スポーツ施設個人使用継続券	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
住 所	
氏 名	
区 分	料金

裏 面

使 用 回 数	使 用 日
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

注 1 この券は、利用期間内において10回使用することができます。

2 利用の場合は、この券を受付の職員にお見せください。

3 この券は、記名人に限り有効です。

4 期間が満了したとき、又は不用になったときには、返却してください。

5 香川県スポーツ施設管理運営規則その他関係法令等に違反した場合は、利用を停止し、又は退場を命ずることがあります。

6 紛失、盗難又は滅失によりこの券を失った場合にも再発行はしません。

ス ポ ー ツ 施 設 利 用 中 止 届

年 月 日

スポーツ施設の長 殿

届出者 住 所 _____

(ふりがな) (団体にあつては、その)

氏 名 (名称及び代表者氏名) _____

連絡先 _____ (電話番号) _____

年 月 日付けで許可のあったスポーツ施設の利用について、次のとおり中止したいので届け出ます。

許可 済の 内容	利 用 目 的	
	利 用 日 時	
	利 用 施 設	
中 止 の 理 由		
備 考		

第 8 号様式（第12条関係）

ス ポ ー ツ 教 室 参 加 申 込 書

香川県スポーツ施設管理運営規則第12条の規定に基づき、次のとおりスポーツ教室の参加を申し込みます。

年 月 日

スポーツ施設の長 殿

申請者 住 所
氏 名

運動種目		コ ー ス	
年 齢	歳	性 別	男 女